

勞働基準局内
婦人少年室長殿

6
婦人少年問題審議會

第三回婦人問題部会要録

89

婦人少年局

日時 昭和三十年六月十四日（火）午後一時半—四時

場所 婦人少年局資料室

出席者 婦人問題部会長 西 清子

委員 久米 愛

藤本 武

加納 きく

船田 文子

丸 沢 美千代

婦人労働部会委員 大野 はる

会議内容

藤田婦人少年局長の簡単な挨拶についでただちに議事に入る。

西部会長 前回で労働者家族の問題点を挙げこれを事務局でまとめたが、追加、訂正などの意見があつたら出してもらいたい。

藤本委員 内転者は事実上の労働者であるから、その家族も対象にしたらどうか。

高橋婦人課長 婦人少年局では、一応、人に使われ給料をもらつて働いているもの、いわゆる勤労者の家族を対象に考えている。

藤本委員 婦人の日雇労働者は全国に五〇万、六〇万人もいる、この家族も含めてほしい。

西部会長 日雇の婦人が家族の主体である場合か？

藤本委員 日雇労働者の健康状態は非常に悪く栄養失調が多いが、その主婦や家族にも同様に深刻なものな想像され、大きな問題と思う。被生活保護家庭のうち、家内労働者家庭二〇％、日雇労働者家庭九％、一般労働者家庭二・八％、転買家庭〇・五％、六％となつており、中小企業よりも日雇と家内労働者家庭の方に問題があるので、これらの家族も対象に含めたい。大企業労働者で生活保護をうけるものは、〇・一％位である。

丸沢委員 日雇婦人の家族の問題は深刻であり、その家族も含めたい。

久米委員 日雇労働者の性別にかゝらず、その家族を対象にして差しつかえないと思う。

西部会長 深刻な問題をもつ日雇労働者家族並びに家内労働者家族も対象に含めることとする。

藤本委員 全部入れていきたい。なおここに失業の問題がぬけている。

西部会長 独立の項目としてとりあげるか？

高橋婦人課長 2、社会保障のうち、(1)労働者の福祉から見た社会保障に入れたらよい。

西部会長 問題のうちに、失業問題を加える。では、労働者家族問題解決の根拠となつて

いる最低賃金の問題から審議に入るが、先きに議本委員から「最低賃金」について伺いたい。

(西部会長、所要のため午後三時退場。司会を丸沢委員と交替する。)

議本委員

(1) 最低賃金制とはどういうものか。

最低賃金制というのは、英語では *Minimum wage legislation* というのに当るが、これは社会政策の一つとしてもうけられる法制の最低賃金である。日本では往々にして団体協約における最低賃金と混同されているが、これは一応峻別して考えねばならない。

(2) いづごろからできたか。

一八九四年ニュージーランドでもうけられたのが最初であるが、一八九六年以降オーストラリアで、一九〇九年にイギリス、一九一二年フランス、一九一二年以降アメリカ合衆国の各州で順次にもうけられ、第一次大戦後は主要資本主義国で確立をみる。一九二八年のオーストラリア労働者総会では、この最低賃金制に関する国際条約案並びに勧告案を決議しているし、第二次大戦後にはインド、ビルマなどの旧植民地諸国でもそれをもうけるようになってゐる。

現在、四〇カ国以上に設定されているが、日本のみ実施をみていない。
(3) なぜつくられるようになったか、

最低賃金制は独占以前の資本主義ではなく、独占資本主義段階にもうけられたところの特殊の社会政策といわねばならないが、これが実現をみたのは、次のような理由による。

一は、独占資本主義下における労働者階級の斗争が高まり、団体協約で最低賃金をきめるようになったが、なお広汎な未組織労働者があり、これを含めて賃金水準を引上げるためには、社会政策による最低賃金制が必要となる。これは丁度、最高労働時間制限法と同じである。
二は、独占資本主義下において零細企業ないし家内工業の賃金が極端に低下してきた。いわゆる苦汗制というのはこれであるが、これを改善しようとする要求は、前記の労働者からおこると共に、一部には中産階級の間で救済運動がおこる。

三は、独占資本は公正競争という名目で、最低賃金制を支持することがあるが、これは零細資本の最後のよりどころである。最低賃金を阻止して、自己の制覇を一層完壁なものにする役割を果たす。

(4) 形態

決定方法は、大別すると四つある。

(1) 法定のもの、アメリカ公正労働基準法はこれに当るが、法律で金額そのものをきめる方法は、労働時間とちがって物価水準との関係で無意味に転化する可能性をもつので多くの国では余りとらない。

(四) 賃金委員会によるもの、労資代表並びに中立委員よりなる委員会をもうけ、そこで最低賃金を定めるもの、一般賃金委員会と職業別賃金委員会との二通りがある。日本の労働基準法の規定は前者に当る。

(ハ) 団体協約の一般的適用、労組組合と経営者団体との間で統一的団体協約によつて最低賃金を決定した場合、それを未組織労働者の最低賃金として法的効力をみとめるもの

(ニ) 仲裁裁判所によるもの、労働争議を仲裁する裁判所が決定した最低賃金をそのまま未組織労働者の最低賃金とする。

以上四つであるが、 国によると二種あるいは三種用いられている場合がある。

(5) 効果

最低賃金制は、主として家内労働者、未組織労働者特に婦人年少労働者の賃金引上げに役立つのであるが、これまで各国で行われた結果では何れも若干の効果つまり賃上げの効果が見られている。しかしながら、労働時間制限と異り、インフレによつて効果がうすめられたり、無価値となることも多い。また、これの実施によつて企業がつぶれて、労働者自身が失業するとか、あるいは低賃金労働者がキヒされるとかという危険は、これまでのところ殆んどみとめられていない。もちろん、決定される最低賃金の如何によるものであるにしても。

(6) 日本の場合

日本では労組組合法のなかに、地方的な統一的団体協約の一般的適用に関する事項があるが、これまで用いられたことは数回にすぎず、余り利用されていない。したがって、中心と

なるのは、労務基準法の規定であるが、これは、行政官庁が必要ありと認めた場合にのみ実施するとなつてゐるため、現在に到るも実現をみていない。また、賃金審議会は単なる諮問委員会にすぎぬため、官庁が最終決定権をもつてゐる。つまり、外国に比べると非民主的であつて、これがまた日本で最低賃金制のもうけられない根柢の一つとなつてゐる。

さきに中央賃金審議会が答申を行つたが、その内容は四業種についてのみある種の最低賃金制をもしくというもので、内容的にみて甚だしく微温的である。しかるに、これさえ実現されないというのは遺憾のきわみである。なぜ日本で最低賃金制が実施されないかという根柢はいろいろあるが、資本の側では、日本の独占資本が中小企業を従属化し、その低賃金から利益を受けてゐること、労務者の斗争が企業別に行われ、統一的団体協約で最低賃金をもつけるような行動が殆んどみられないことが最大の理由である。しかし、国外から日本の低賃金に対するきびしい批判もあるし、日本の労務者の生活水準は余りにも低いことも事実である以上、早急に実現する必要がある。尚ほ、思ひきつて実現すること、企業の側で反対もあるが、どこでも資本家の反対はあるものだ。また、一挙にできないのなら、最低賃金を段階的に高める（一年毎に高める）ということを考えてもよいのではないか。

丸沢委員 藤本委員から種々伺つたが、質問があつたら出して頂きたい。

高橋婦人課長 最低賃金制度は社会保障の裏付けとして必要だが、日本の産業資本は外国と違

い中小企業に依存してゐるため歓迎されない。これを実施することによつて日本の企業が不安定になるとしたら、企業形態からたてなむさなければならぬのか？ 最低賃金制度を

どのようにしておし進めて行くのか伺いたい。

藤本委員 一時、不安定な現象は起さるかも知れないが、最低賃金制度の実施によって日本の企業形態が改革されるとは思わない。現在の機軸の上でやればよい。自分の総しい賃金が最低賃金であると解釈している人があるが、満足出来ない金額であつても最低賃金の場合がある。基準額を決めることが重要である。

丸沢委員 この問題について、外国では国家だけに任せず資本家が努力しているが、日本では資本家をはじめ労組や民間団体があまり関心をもたず協力していない。

藤本委員 外国では宗教的にも世の中の悲惨な状態を救おうとする伝統があり、また、民主革命を経験しているため人権の問題には敏感で、このような問題には眼がむけられている。このように、最低賃金の問題解決には客観的条件も必要である。

大野委員 最低賃金制度実施のため、中小企業に補助金は考えられていないのか？

藤本委員 補助金はあまり出さない方がよいと思う。中小企業でもかなりもうけているものがある。

大野委員 現実に実施させるのに一番てつとり早いものは何か？

藤本委員 手給を高めることである。パプア島さえ五年前から実施している。また、週五の地位のところさえあるのであり、その国なりにやればよい。

高橋婦人課長 国際的圧力はどうか？

藤本委員 マンチエスター、ゲーデンあたりは、近江絹糸の問題を厳しく批判している。

このようでは一流国家とはいえないので、日本も最低賃金制度へのふんぎりをつけることが大切である。いろいろなところをとりあげ、与論を盛り上げてゆけばその方向に向つてゆくと思う。

藤井事務官 日本のような貧弱な国では、最低賃金が決つたために、上廻つていたところで引下げるといふ心配はないか？

藤本委員 外国でも実施のときは心配されたようだが、そのような事實はなかつた。あまり心配することはないと思うが、日本ではその可能性が高い。実施と同時に労組で活動して、事態が起きたときは放置すべきでない。

高橋婦人課長 ラテンアメリカでも最低賃金制度を実施しているが、ここでは支払能力に重きをおいて能力がなければ減額してよいことになっている。そのため実際にはたいした効果はなかつた。といわれている。

丸沢委員 この節会で最低賃金の研究がまとまつたら、先きに賃金審議会で答申したものを速かに実施させるようにもつていつたらよいのではないか。

久米委員 答申の内容は？

藤本委員 四業種で調べた結果、最低賃金制度は設ける必要があること。これには単身者の最低生活費を基準にしている。これに関連して、家内労働者には調整法による対策を立てる。また支払能力をたかめるため、金融面の拡大、免税の措置などを同時に行つて、一応、企業家ものめるように答申した。半年以上もそのまゝになっているが、結局は金銭の問題に落着く。最低の生活はどの程度のものか、決めるのが難しい。

高橋婦人課長 日本では同一業種においても個々の企業的能力がまち／＼だが。

藤本委員 日本では全産業一本で最低賃金を決めることは難しく、企業別に決めるといつてもとまらないが、これはまづい。外国では中央で結集してやっている。

丸沢委員 今日には藤本委員の説明を伺っただけで閉会としたい。次回は七月二十日午後一時半から開催する。

